



答 申 第 558 号
平成 28 年 4 月 18 日

神戸市長 久 元 喜 造 様

神戸市個人情報保護審議会
会長 西 村 裕



答 申

神戸市個人情報保護条例第 11 条第 1 項の規定に基づき、平成 28 年 4 月 11 日付け神建道管第 258 号により諮問のありました下記の事項について、次のとおり答申します。

記

屋外広告物管理システムについて
(条例第 11 条「電子計算機処理の制限」に関して)

- 1 屋外広告物及び屋外広告物業者にかかる事務において、電子計算機処理により屋外広告物等の台帳管理を行うことは、照会への迅速な対応を可能とするものであり、市民サービスの向上に資すると認められるので、妥当である。
- 2 この場合、電子化された個人情報について、個人の権利利益を不当に侵害することのないよう、事務に携わる者への研修を十分に行う等、個人情報の維持管理を適切に行われなければならない。

屋外広告物管理システムの構築について
(条例第 11 条 「電子計算機処理の制限」 に関して)

1. 事前登録に係る個人情報の収集

【事前登録情報】

- ・屋外広告物申請者
- ・管理者の名称
- ・所在地
- ・電話番号
- ・屋外広告業者の名称
- ・所在地
- ・電話番号